



市 章

彦根市公報

令和6年(2024年)7月1日
第 1 9 1 9 号
月 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 告示	
138 地籍調査の実施.....	1
139 自転車等の移動および保管.....	1
140 彦根市介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減事業実施要綱の一部改正	2
141 地縁団体の認可.....	2
○ 公告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	4
公示送達について公告.....	4
公示送達について公告.....	5
○ 教育委員会告示	
16 彦根市教育委員会会議の招集.....	7

告 示

彦根市告示第 138 号

令和 6 年度地籍調査事業計画(令和 6 年 4 月 1 日付け滋県活生第 239 号)に基づき、下記のとおり地籍調査を実施するので、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 7 条の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 10 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 事業計画が定められた年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 調査を実施する者の名称
彦根市
- 調査地域
石寺町および田附町の各一部
- 調査期間
令和 6 年 6 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 139 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 10 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 移動理由
条例第 11 条第 2 項に該当したため
- 移動区域
彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和 6 年 5 月 7 日午後 2 時頃
令和 6 年 5 月 30 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 140 号

彦根市介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 6 月 13 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減事業実施要綱の一部を改正する告示
彦根市介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減事業実施要綱(平成 12 年彦根市告示第 147 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「6 月末日」を「7 月末日」に改め、同項ただし書中「6 月まで」を「7 月まで」に、「6 月末日」を「7 月末日」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
2 この告示による改正後の第 8 条第 1 項の規定は、令和 6 年 7 月以後になされた申請について適用し、同年 6 月以前になされた申請については、なお従前の例による。
3 前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の第 8 条第 1 項ただし書の規定は、令和 6 年 7 月中になされた申請については、適用しないものとする。
4 この告示の施行の際、現に第 8 条第 2 項の規定により令和 6 年 6 月中になされた更新の申請については、同年 7 月中になされた申請とみなす。

彦根市告示第 141 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 14 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 名称

中町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の連帯と親睦を深め、民主的な運営のもとに、地域の安全・安心につながる生活環境の充実及び住民相互の助け合いや交流で、地域社会福祉の増進に寄与し、清潔で明るく差別のない住みよい地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 住民相互の連帯と親睦に関する事業
- (2) 住民相互の連絡広報に関する事業
- (3) 中央会館の維持管理に関する事業
- (4) 共同墓地の不動産資産管理に関する事業

なお、共同墓地の管理運営は灰の尾共同墓地管理運営委員会の事業とする。

- (5) 美化清掃等区域内の環境に関する事業
- (6) 交通安全、防犯及び防災、減災に必要な事業
- (7) 地域伝統文化の維持発展に必要な事業
- (8) 健康の維持向上に必要な事業
- (9) 住民の福祉、厚生に必要な事業
- (10) 行政や外部諸団体との連携に必要な事業
- (11) その他本会目的達成に必要な事業

3 区域

本会の区域は、下記に示す地番区域とする。

鳥居本町 1436 番 1、1436 番 2、1436 番 4、1436 番 7 から 1436 番 10 まで、1444 番 1、1444 番 2、1451 番、1451 番 2、1451 番 6、1451 番 7、1461 番、1481 番 2、1483 番 1、1483 番 2、1483 番 7、1483 番 8、1484 番 1、1484 番 5、1485 番 1、1486 番 2、1486 番 3、1488 番 1、1488 番 3、1488 番 4、1489 番 3、1490 番 1、1493 番 4、1494 番 5、1494 番 8、1517 番 1、1518 番 1、1519 番 1、1520 番、1521 番、1528 番 1、1528 番 2、1530 番 1 から 1530 番 3 まで、1533 番 1、1533 番 4、1533 番 8、1534 番 1 から 1534 番 7 まで、1538 番 1、1538 番 2、1539 番 1、1539 番 5 から 1539 番 12 まで、1543 番 2、1543 番 3、1544 番 2、1545 番 5 から 1545 番 9 まで、1545 番 12、1546 番 2、1547 番 2、1547 番 6、1548 番 1、1565 番、1566 番 1、1567 番、1568 番、1569 番 1、1642 番から 1646 番まで、1646 番 1、1647 番、1648 番、1648 番 1、1649 番から 1658 番まで、1676 番、1679 番、1679 番 1、1680 番から 1689 番まで、1689 番 1、1690 番、1691 番、1697 番 2、1698 番、1698 番 1、1699 番、1700 番、1701 番、1703 番、1704 番、1706 番、1707 番、1710 番から 1710 番 2 まで、2402 番、2407 番、2408 番、2412 番から 2416 番まで、2416 番 2、2417 番、2418 番 1、2418 番 2、2419 番および 2420 番

4 主たる事務所

(略)

5 代表者の氏名および住所

- (1) 氏名 寺 村 幹 夫
- (2) 住所 (略)

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 構成員が著しく欠けたとき。
- (4) 総会の決議

9 認可年月日

令和6年6月14日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 6 月 4 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市八坂町字三海 3144 番の一部	242.82 m ²	令和 6. 6. 4	995

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 6 月 11 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市城町二丁目 8 番 7 号 びわ貨物運送株式会社 代表取締役 西村 嘉次	彦根市鳥本町字泉寺 2208 番 1、2209 番、2210 番、 2231 番、2232 番、2233 番、 2234 番、2235 番および 2236 番 彦根市鳥居本町字久保 2892 番 1、2893 番、2893 番 1、 2894 番、2895 番、2899 番 および 2900 番 1、彦根市鳥居本町字縄 手 2897 番、2898 番、2905 番 1、 2906 番 1、2907 番、2908 番、 2909 番、2910 番 1 および 2911 番 1	8,791.37 m ²	令和 6. 6. 11	983

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 6 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 5 年度(2023 年度)固定資産税都市計画税督促状(随時 1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期)

(略)	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税 (特別徴収分) 督促状 (1 期) (2 期) (3 期)
	令和 6 年度 (2024 年度) 市県民税 (特別徴収分) 督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 固定資産税都市計画税督促状 (1 期) (2 期) (3 期) (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	配当計算書 (謄本) および差押解除通知書
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (1 期) (2 期) (3 期) (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (随時 2 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (随時 1 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (随時 1 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (随時 1 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (随時 2 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 固定資産税都市計画税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 固定資産税都市計画税督促状 (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (随時 2 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (3 期) (4 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 市県民税督促状 (4 期)
	配当計算書 (謄本)
	差押調書 (謄本) および配当計算書 (謄本)
	差押調書 (謄本) および配当計算書 (謄本)
	差押調書 (謄本) ・ 配当計算書 (謄本) および差押解除通知書
	差押調書 (謄本) および配当計算書 (謄本)
	差押調書 (謄本) および配当計算書 (謄本)
	差押調書 (謄本) および配当計算書 (謄本)
	差押調書 (謄本) および配当計算書 (謄本)

公示送達について公告	
次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 78 条、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 112 条および介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 143 条において準用する地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。	
送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。	
令和 6 年 6 月 17 日	
彦根市長 和 田 裕 行	
送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 5 年度 (2023 年度) 介護保険料督促状 (9 期) (10 期) 令和 5 年度 (2023 年度) 後期高齢者医療保険料督促状 (8 期) (9 期)
	令和 5 年度 (2023 年度) 国民健康保険料督促状 (9 期) (10 期)

(略)	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期) 令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(8 期)(9 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期) 令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(8 期)(9 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期) 令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期) 令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(8 期)(9 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期) 令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(8 期)(9 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期) 令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)

(略)	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期) 令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(8 期)(9 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(8 期)(9 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(10 期)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)

教育委員会告示	
彦根市教育委員会告示第 16 号	
彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。	
令和 6 年 6 月 14 日	
彦根市教育委員会	
教育長 西 嶋 良 年	
記	
1 日 時	令和 6 年 6 月 27 日(木)午後 1 時 30 分から
2 場 所	彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
3 議 題	
(1)	彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会委員の委嘱および任命に係る臨時代理の承認について
(2)	彦根市図書館協議会委員の委嘱について
